

テアルカヲ当人ハ更ニ所云独占財貨ニ課スル租税ノ取扱ヲ論スル  
先ツ生産物ノ一單位毎ニ定價ノ租税ヲ課スル場合ヲ見ルニ此ノ  
場合ハ供給者ハ生産量ヲ制限シテ財貨ノ價格ヲ高メル

如何ナル程度ニ於テ價格ノ騰貴生産ノ縮小カ起レカハ租税ノ價  
格需用供給ノ伸縮性如何ニ関スル

次ニ總收入ニ課スル租税ヲ見ルニ總收入ニ比例シテ租税ヲ課ス  
ル場合カ一單位ニ定額租税ヲ課スル場合ト異ナル事ハ生産ヲ縮小  
シテ價格が騰貴スルタケ一單位宛租税額カ増加スルコトナリ  
ノ場合ニハ生産額ヲ減シテソノ為ニ起ル總收入ノ減少ヨリ租税  
ヲ包含シタル費用ノ節約額カ大ナル場合ニ独占業者ハ租税ヲ取扱  
ス

最近ニ租税カ独占業者ノ純収益ニ課セラル、場合ハ租税ハ取扱  
セスト林セラル、モノノ場合ニ於テ費用ノ費義ヲ單ナル支出ノ主  
義ニ解スルナラハコノ結論ハ誤リナリ  
独占業者ハ租税ヲ課セラレタル場合ニ價格ノ騰貴ニヨル販賣高

ノ減少ニヨリ租税額ノ減少ヲ考慮スルト同時ニ節約セラレタ支出  
ヲ他ニ投資シテ獲得シ得ヘキ利益ヲ考慮スルヲ以テ必ラ租税ハ  
取扱セスト云フヲ得ナリ  
何トナレハ独占業者カ生産高ヲ減少シテ節約シ得タル支出ヲ以  
テ他ノ有為ナル投資ヲナシテ獲得シ得ヘキ利益ハ租税カ当該独占  
業者ノ純収益ニ対シテ大ナル程大ナル程ナリ

### 第四節 勤勞所得ト租税ノ取扱

一、勤勞所得特ニ勞銀ニ対スル租税ノ取扱ニツイテハ古典學派ニ於  
テハ勞銀ハ生活ノ最低費ニ於テ定マル傾向ヲ有ストナシ勞銀ニ租  
税ヲ課スル場合ニハ労働ノ供給ヲ減シ再ビ勞銀ノ騰貴ヲ招ク  
從ツテ勞銀ニ課スル租税ハ常ニ取扱スルトサレタ、生活ノ最低  
費ヲ以テ價格ニ物理的生存ヲ維持スルニ必要ナ経費ト解シ勞銀カ  
事實上物理的生存費トシテ徹底スルナラハ勞銀ニ課スル租税ハ常

ニ転嫁スルトト林スルコトヲ得ルモ勞銀ヲ事実上此ノ如キ物理的生  
存維持費ニ於テ決定セラレト見ル事ヲ得ス。

故ニ勞銀ニ課スル租税カ必ズ転嫁スルト見ル事ハ困難ナリ。

勞銀ニ課スル租税カ如何ニ転嫁スルカニツイテ租税カ消費財貨  
ヲ通シテ課セラル、場合ニハ需要供給ノ伸縮性ソ、他ニヨリテ決  
セラルト見ナケレハナラヌ。

租税カ勤勞所得者ノ所得ニ課セラル、場合ニ於テハコレカ為ニ  
職業介布状態ニ變動ヲ起スニ非レハ租税ハ転嫁シナイト見ナケレ  
ハナラヌ。

二、以上ヲ要約シテ租税ハ之レヲ營利経済ノ料程ニ關係スル所ニ課  
スル限リ転嫁ノ可能性ヲ有スルモノト見ナケレハナラヌ、資本増  
加ニ課スルモノト享業財等營利経済ノ料程ニ全無關係ナキトコ  
ニ課スルモノ、營利経済組織以外ノ料程例ハハ租税負擔等ノ料程  
ニ課スルモノ、所得中当該個人ニトリテ費用以上ノ余剰ヲ形成ス  
ル部分ニ課税スルモノ、勤勞所得ニ課税スルモノ等ハ轉嫁ノ可能  
性少キモノト見ナケレハナラヌ。

### 第五節 補助獎勵金ト價格

一、租税ノ徵收カ需用價格ノ減少乃至供給價格ノ騰貴ヲ資スルニ對  
シテ租税收入ノ支出ハ需用價格ノ騰貴供給價格ノ低下ヲ資スルモ  
ノナリ。

補助獎勵金ノ交付ハ之等ノ受領者ニトリテ供給價格ノ低下需用  
價格ノ騰貴ヲ資ス特定ノ航路ニ對シテ補助金ヲ支出スルコトハ汽  
船会社ニトリテ供給價格ヲソレ々<sup>減少</sup>航路開始ヲ可致ナラシムル結  
果ヲ生シ、老年々金ノ支出ハ之レ等ノ受領者ノ需用品例ハハ米ノ  
需用價格ヲ騰貴スル結果ヲ生セシム。

二、以上租税等ノ收入補助獎勵金等 支出ニツイテ重要ナルハ之等  
ノ價格ノ構成ニ及ボス影響ノ三ニ限ラサルコトハ勿論ナリ  
收入支出共ニ個人ノ營利能力並ニ營利心ニ影響ヲ及ボス、更ニ

一五二  
ヨリ重要ナル影響ハ投資ノ方向、一般的ニ經濟活動ノ方向ノ変化  
テアル。

### 第一節 餘録

#### 租税ノ配分

租税ノ配分ハ一般的ナリ

租税ハ平等タルヘシ

之ハ各人ニ貧富ノ隔懸アルニモ拘ラス等額ナルヘシトノ意ナラ

ス

#### 利益原則

利益原則ヲ以テ租税平等ヲ説明スルモノナリ、各人ハ國家ニ對  
シテ自己カ受ケタル利益ニ相当シテ租税ヲ納ムハマナリトイフノ  
説ナリ、社會ニ對スル公益利益ノ獲得ニ對シテソレニ對スル相等  
ノ租税ヲ徴收スルヲ以テ即チソノ利益ニ應ジテ租税ヲ配分スルノ

説ナリ、

又各人ノ能力ニ應ジテ租税ヲ配分スハマノ説給付能力説アリ、  
給付能力ハ他方担税力トモ云ヒ得ル、租税ノ平等ハ担税力ノ平等  
トナリ得ルカ

能力

經濟力

能力

生産獲得  
消費支出

能力ヲソノ幾様ノニ方面ヨリ觀察スルトモハ經濟力ト租税給付能  
カトニ分ツテ論スルコトヲ得ヘシ

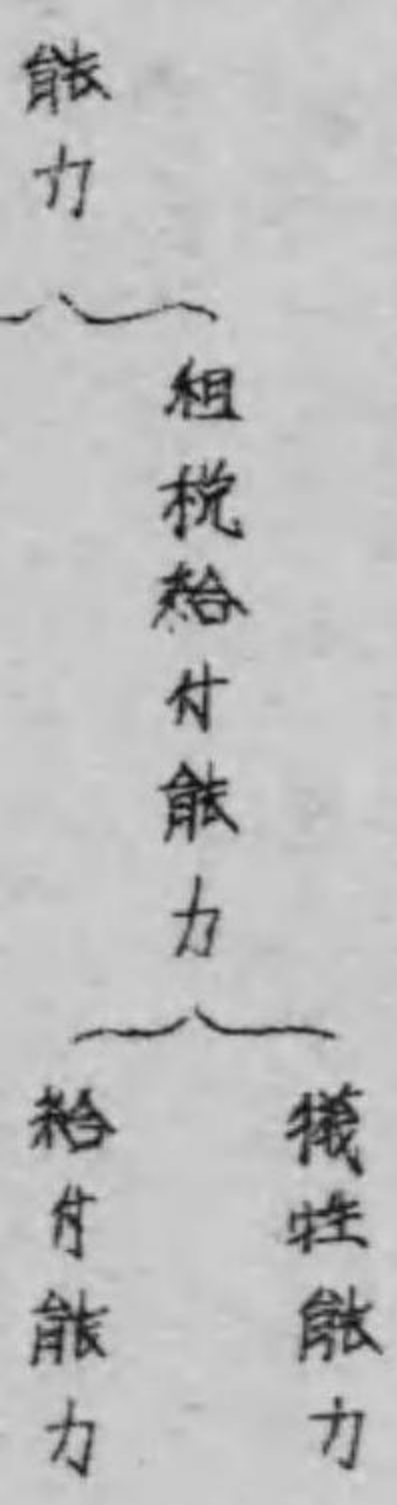
各人ノ能力ニツイテ論スルトキハ以上ノ經濟力ト租税給付能力  
トヲ考慮セサルヘカラス、而シテ生産獲得消費支出ノニ異ヲ考慮  
シテ然ル後ニ租税ニ関シテノ能力ニ論及シテ誤リナカルヘシ

租税ノ配分ニツイテハ個人ノ經濟力租税給付能力ヲ考フルト同  
時ニ他方生産獲得消費支出ノ方面ヲモ觀察スルノ要アリ、ロベ  
トメーヤーハ租税ニ関シテノ能力ニツイテ論シテ居ル

能力ハ之レヲ分チテ經濟力ト租税給付能力トナシ、租税給付能

力ハ更ニ犠牲能力ト給付能力トニ分ツ即チ次ノ如シ

一五四



内容納ニハ何カ給付能力ナリヤ、所得ヲ以テ悉リトスルモノアリ、又所得財産ヲ以テ悉リトナスモノアリ、コノ能力ノ起原ハ佛蘭西革命ニソノ沿革ヲ察セルナリ

何人ノ購買力ノ中テ何人の給付スル余剰ヲ強制經濟ノ方ニ移スノヲ見テ安当テアルト見タモノヲ給付能力トナスナリ

土方氏ノ定義

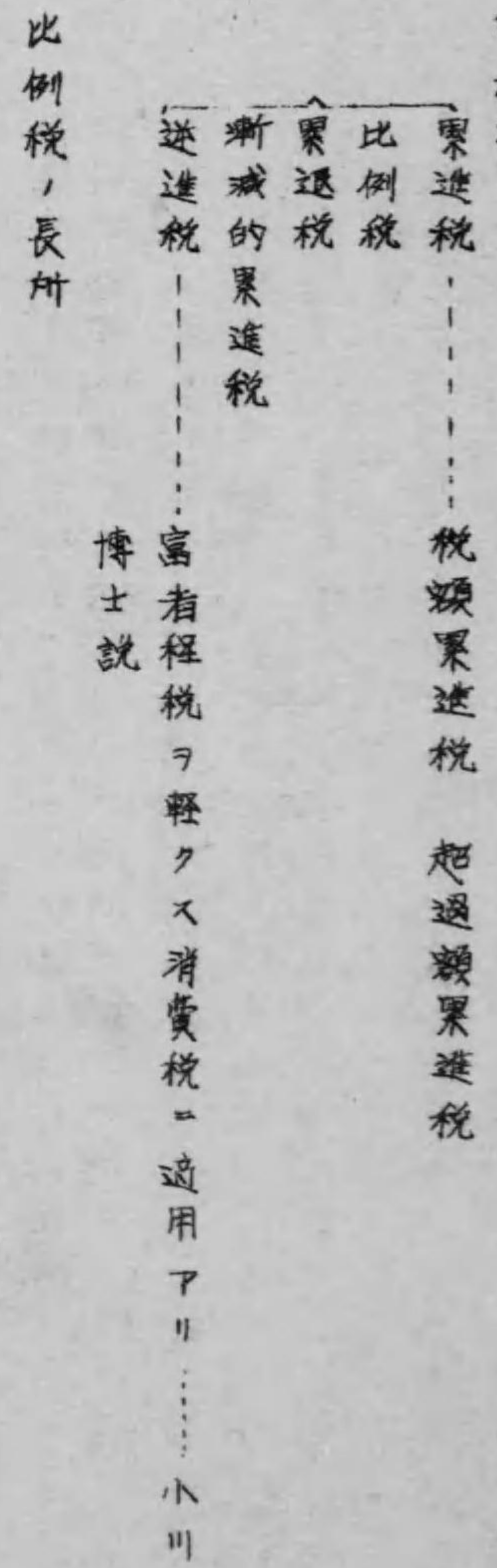
### 購買力ノ態様

購買力ノ概念ヲ形成スルニハ實質的ナルモノカ *potential* ノモノカニツキテ考慮スルコトヲ要ス

購買力ノ要素トシテソノ大小ハ又之レヲ考慮スヘキコトナリ、營利經濟組織ヲ通シテ満足スル個人ノ需用強制經濟組織ヲ通シテ満足スル個人ノ需用購買力ノ態様ニハ以上ノ種々ノ要素存スルナリ

### 第二節 余録

#### 課税標準



一五五

低統的ノ比例の平等カ正シイトノ觀念ヨリ比例税ノ良キヲ云フ  
ナリ；積極的利益説ナリ

明確ナル標準ヲ生ム、コレ積極的利益説ナリ、累進税ハ因循姑  
息ナリ、明確ナル標準ヲ生ム比例税ニ等カス；

累進税ノ長所 累進税ヲ可トスル説次ノ如シ

一、補償説

二、犠牲説

三、社会政策説

累進税ト云フハ税源若シクハ課税物件ノ数量價格ノ大トナルニ  
從ヒテ次第ニ高キ税率ヲ以テ課税スルコトヲ云フモノナリ、其ノ  
税率ヲ累進税率ト称スルナリ、累進税ノ意義ヲ明ニスルニハ之レ  
ヲ比例税ト对照スルヲ可トス

比例税ト云フハ税源若クハ課税物件ノ大小多少ニ拘ラス全一税  
率ヲ以テ之レニ課スルコトヲ云フナリ、此ノ税率ヲ比例税率トイ  
フ。

例示スルハ比例税ニ於テハ

所得五〇〇円ノ人ノ所得税率五〇〇一。所得五〇〇〇円ノ人ノ所  
得税率モ五〇〇一。又所得五〇〇〇円ノ人ノ所得税率モ五〇〇一  
ナレバソノ二人ノ税額ハ各五五〇円五〇〇円ニシテソノ比例  
ハ〇・〇一ノ差アルナリ、之レ即チ算術級数のノ差ヲナス

累進税ニ於テハ

所得五〇〇円ノ人ノ所得税率八〇・〇一。五〇〇〇円ノ人ノ所得  
税率ハ〇・〇一五。所得五〇〇〇円ノ人ノ税率ハ〇・〇二五トナ  
ストキハソノ税額ハ幾何級数の増加ヲ示ス

斯ク比例税ニアリテハ税源若クハ課税物件ノ大ナルニ從ヒ租税額  
ニハ差ヲ生スルモ租税ヲ負担スル割合ハ常ニ全一ナリ

然ルニ累進税ニ於テハ税源課税物件等力大ナルニ從ツテ税率高  
クナルカ故ニ税源ハ絶対的ニ増加スルノニシテ又相對的ニモ増加  
ス、故ニ税源若クハ課税物件ノ大ナルモノハ小ナルモノヨリモ割  
合ニ大ナル負担ヲナスコトハナルナリ。

累進税ハ犠牲税等ヨリ見ルトモハ最モ合理的ナルモノナリ、果  
進税ハ社会主義者盛ニ之レヲ唱ヘ資本家階級ヲ攻撃スル武器トナ  
セトモ財政学者ハ學理上ヨリ之レヲ唱ヘ資本家ヲ敵トスル動機ヨ  
リ唱フルニアラス

犠牲税ハ租税ノ根拠ヲ明ニスルノミナラス公平ナル租税分配ノ  
標準ヲ示スモノナリ、公平ナル課税トハ租税カ各人ヨリテ同一ナ  
ル關係ニ於テ犠牲ヲ辨ハシメ各人同一様ニ負担ヲ感シシムルモノ  
ナリ、コノ主旨ヲ貫徹セントスルナラハ、比例税ハ当ヲ得タルモ  
ノニアラス貧者ハ之レカ爲ニ多クノ必要費ヲ割キテ租税ヲ負担シ  
富者ハ余レル所得ノ小部介ヲ割キテ租税ヲ負担スルモノナルカ故  
ニ貧者ノ苦痛ハ富者ノ苦痛ノ比ニアラサルナリ

所得ト犠牲税ヲ結ビツケ累進説論ヲ確定セルハロバートマイ  
ナリ

彼ハ担税者ノ消費ニ及フ效果ヲ犠牲トナス、コノマイマア累進  
税説ヲ説明スレハ

人ハ種々ノ慾望ヲ有ス、其ノ慾望ハ強サニ於テ全シカラス、人  
ハ先ツ強ク慾望ヨリ之レヲ満足セシメ次第ニ弱クモノニ反ホス、  
故ニ所得減少セハ先ツ最モ弱ク慾望ヲ差シ控ヘ次第ニ強クモノニ  
及フ、而シテ租税ナルモノハ所得ヲ割ク、ハ、モノナル故人ハ  
租税額ニ相当スル額ニテ満足シ得ラルヘク慾望即チ弱クヨリ強ク  
ニ至ルマテノ慾望ヲ差シ控フ可クニ至ル

斯クノ如クシテ満足サレ得ヘカリシ慾望ヲ満足サスシテ止ムニ  
至ルナリ、之レ即チ租税ノタメニ私フ犠牲ナリ、租税ノタメニ私  
フ犠牲ハ所得ノ大小ニヨリ異ナル

元來所得力大ナルハ大ナル程弱ク慾望ヲモ満足シ得ルナリ、所  
得力小ニナルハ大ナル程強ク感スル慾望ヲ満足スニス、他  
ハ之レヲ抑制ス、故ニ所得ノ小サクモノ程強クハ慾望ハ小サク  
ナリ、今租税ニヨリ所得中ヨリ一定ノ割合ヲ奪ハシカ其ノ担税者  
ノ所得大ナリシトキハ其ノ抑制スヘク慾望ハ少シ、而モ亦比較的  
弱ク程度ノモノナリ、故ニ租税ノタメニ私フ犠牲ハ小ナリトイフ

又之担税者ノ所得少ナトモトモハ之レカ高ニ抑制スヘキ慾望最大トナリ且ツ其ノ慾望ノ度ハ比較的弱ク感スル程度ノモノナリ此ノ如クスレハ所得ニ対スル同一割ノ租税ハ小所得ニ重キ犠牲ヲ払ハシメ大所得ニ輕キ犠牲ヲ払ハシムルコト、ナル、サレハ犠牲ヲ平等ニセントセハ前者ニハ輕キ税率ヲ課シ後者(富者)ニハ重キ税率ヲ課セサルヘカラス、即チ所得ノ大ナルニ從ヒ高キ税率ヲ適用セサルヘカラス、例ハハ租税カ所得ノ半ヲ奪フトシテ千ニ百円ノ所得ヲ得ルモノト一萬ニ十円ノ所得ヲ得ルモノトカ之レカ為ニ払フ所ノ犠牲ノ大小ヲ比較センニ一十二百円ノ所得ヲ得ルモノカ六百円ノ租税ヲ支払フハ残りノ六百円ヲ以テ凡テノ慾望ヲ充スコト、ナル、故ニ滿タスコトヲ得ヘキ慾望ノ大部ヲ抑制セサル可カラス、其ノ中ニハ比較的強キ慾望ヲ抑制スルコト、ナルナリ

然ツテ其ノ犠牲頗ル大ナリト云フヘシ、之レニ反シテ一萬二千

円ノ所得ヲ有スルモノカ租税トシテ六十円ヲ支出シ残り六十円ニテ種々ノ慾望ヲ滿サントスル場合ニハ犠牲ハ勿論犠牲ナルモノナリ百円ノ所得者カソノ半ヲ失フト比較スレハ犠牲ノ程度ハ小ナリト云フ可シ、斯ク所得ニ対シ同一割ニテ課税スルトモハ所得ノ大小ニヨリ犠牲ノ程度異ナル故ニ犠牲ノ程度ヲ同シクセントセハ所得ノ大ナル者ニ率ヲ高クシ所得ノ小ナルモノニ率ヲ低クセサル可カラズ、即チ累進税トセサルヘカラス

又學者同ニ担税力ノ大小ニヨリテ累進税ヲ主張スルモノアリ、ワグナアノ如キハ然リ

其ノ論ニ曰ク 租税ノ眞ニ支払ハル、亦ハ自由所得ナリ然ルニ今全所得ニ対シ比例税ヲ課スレハ自由所得ニ対シテハ又比例ノ員担トナル、即チ小サキ所得者ニ対シテハ重キ税率カ課セラレ大ナル所得者ニ対シテハ輕キ税率カ課セラル担税力ノ小ナルモノカ重キ税率ヲ負ヒ担税力ノ大ナル者カ輕キ税ヲ負フコト、ナル、サレハ担税力ニ適應スル課税ヲナサントセハ所得ニ対シテ比例税ヲ課

シタルノミニテハ足ラス所得ノ大ナルニ対シ税率ヲモ増加セザル  
ハカラスト

一六二

與フニ担稅力ノ原則ハ犧牲説上ニ立ツトモ言ヒ得ラレ犧牲説ヨ  
リ出弊シ累進稅ノ根據ヲ説クト担稅力ノ原則ヨリ出弊シテ累進稅  
ノ根據ヲ説クト、其ノ根本原因ニ於テ相違ナシ。

累進稅ヲ行フ方法トシテ向題トナルハ累進稅率ノ限度ナリ、累  
進ト云フハ前述ノ如ク稅源若クハ課稅物體ノ數量價格ノ増加スル  
ニ從ヒ稅率ヲ高ムルモノナル故稅率ハ無制限ニ進ムル如ク觀テリ  
然ルニ稅率ヲ高メテ制限ナクシテ遂ニ十割トイフ率ニ達ス然ルニ  
ハ財產又ハ所得ノ沒收トナル。

斯カル考ヘヨリ累進稅ハ或ハ財產或ハ所得ヲ沒收スルモノトシ  
テ非難スルモノアリ、然シナカラ所得ノ増加ニ從ヒテ稅率ヲ高ム  
ルコトハ非常ニ稅率ヲ急ニ高ムルトイフ意味ニハ非ス、稅率ヲ高  
ムルコト急ナラス、稅率ヲ騰ス割合ヲモ次第ニ少クセハ數百ノ階  
級ヲ經ルモ必スシモ所得又ハ財產ノ十割ヲ徵收スルコト、ナラス

併シ仮リニシテテ限リナキ大所得ヲ擬像シ之レニ對スル稅率  
カ十割ニ達スルコトアリトスルモ實際ニ於テハ自由所得又ハ財產  
カ無限ニ大トナリ百億千億トナルコトナク、事實財產ノ沒收所得  
ノ沒收ヲ行フコト、ナラス尺之レヲ實際ノ立法ニ徵スルモ累進稅  
率ハ無限ニ昇セルモノニテ一定ノ限度ニ之レヲ止ム

障者ハ之レヲ及對ノ方面ヨリ觀察シテ形式的ノ累減ト云ヘリ、  
即チ最高稅率ヲ定メ以下稅源或ハ課稅物體ノ數量價格ノ減スルニ  
從ヒ稅率ヲ減スルモノナリ、此ノ形式ノ累減ハ真正ノ累退即チ稅減或  
ハ課稅物體ノ數量價格ノ増加ニ從ヒ稅率ヲ減スルモノト全ク異ナ  
ルモノナルヲ注意スヘキナリ。

社会主義者ハ財產又ハ所得ノ沒收ヲ行フコトヲ極メテ理想  
トセリト云ヒ得ルモ財政障者ハ決シテ之ヲ理想トセス累進稅ノ根  
拠ヲ説明スル學理ヨリ云ヘハ累進稅率ニ一定ノ限度ヲ設クルハ又

一六三



出ニアラス、又所得額カ極メテ大トナレハ如何ニ奢侈ノ生活ヲナ  
スモソノ生活上ハ其ノ大ナル所得ニ対シテ殆ト計算ニ入ルコトヲ  
必要トセサル程割合小ナルモノトナル

斯クスルトハ所得全体ニ一定ノ率ヲ課スルコト、余額所得ニ  
全シ率ヲ加フルコト、ハ殆ト異ナラサルニ至ル、斯クナルトハ  
累進税率ヲ進ムルト云フモ理論上計算シ得ラレサル程度ナラサル  
可カラス、實際ヨリ云ハ累進税率ヲ課サ、ルモ差支ナキニ至ル  
茲ニ於テ形式的累進カ理論上ヨリモ説明シ得ラル、ニ至ルナリ。

一、補償説

一因ノ租税制度ハ比例税カ正シイカ一因内ニハ種々ノ租税種類  
アリテ各因ノ租税ニツイテ累進税ヲ補償トシテ比例税ヲ完フスハ  
シトノ説

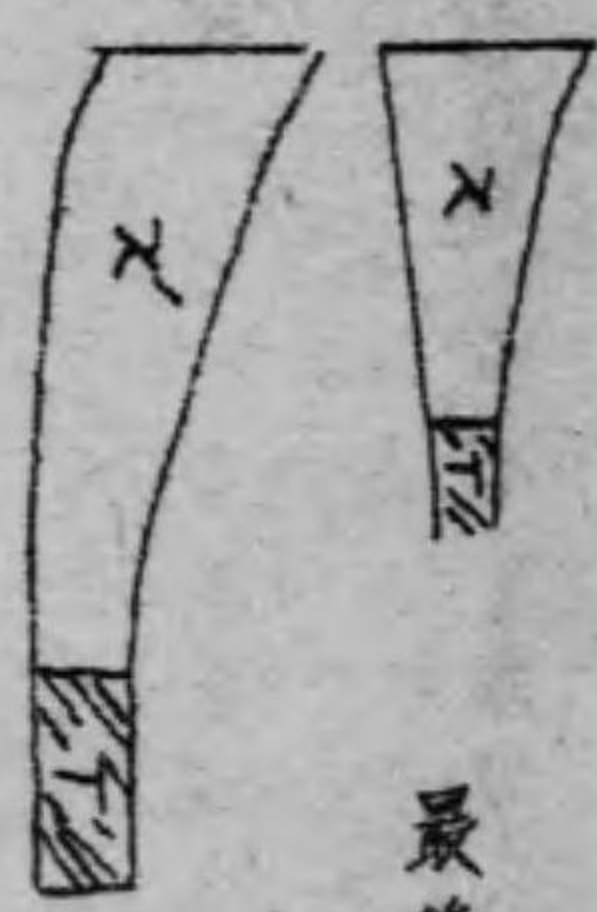
二、犠牲

I、素朴平等租税説

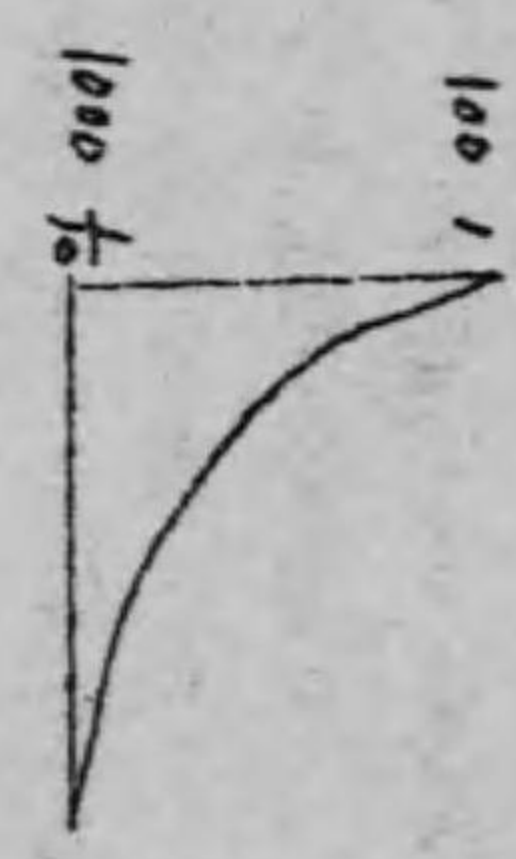
II、比例的平等租税説

最後ニ満足スル欲望ノ程度

$$\frac{T}{x} = \frac{T'}{x'}$$



$$y = Ax^{-1} \quad (y = \frac{A}{x})$$



租税ハ強制的ニ支払フ犠牲ナリ

II、特权重課説

犠牲トハ何人カ租税ヲ支払フニヨリテ感スル苦痛ナリ

IV. 最少犠牲説 *minimum sacrifice theory* { *direct sacrifice*  
*indirect result*

コノ説ハ犠牲ヲ最少ニスルトノ意ナリ。

V. 実証説 *realistic theory*

社会政策説ニモミツノ態様ヲ論スルコトヲ得

(1) 所得ノ平準化

ジヤコパン黨員ノ唱ヘタルモノナリ、所得ノ平準化ハ累進

税ヲ以テソノ手段トスヘキナリト

(2) 社会主義実現ノ手段

累進税ハ社会主義実現ノ手段トシテ採用スヘキモノナリ、

コンミニユニストマニフエストノ主張ニカノレ、又ゴールドヒ

ンハーニル一九年著書ヲ以テカ説ス。

(3) ワグナー説

貧富ノ不平等購買力ノ布令ヲ平等ニスルタメニ社会政策的

課税ナカルベカラス、ソレニハ累進税ヲ以テスルヲ可トスト

今日吾國ノ課税現象ヲ見ルニ所得ノ平準化ヲ目的トシテオモ  
ノ殆トナキナリ、又社会主義実現ノ手段トシテ課税手段ヲトルモ  
ノナク營利経済ノ科税トシテ課税スルヲ常トス

ワグナー説ニ対スル批准ハ先ツ第一ニ資本ノ国外逃亡國民ノ貯  
蓄心ヲ衰退セシメ、第二ニハ社会主義ノ実行ナリ、第三ニハ購買  
力ノ分配状態ノ緩和ノ手段トシテ有效ナラス

第一ノ批准ハワグナー説ノミナラス何レノ説ニモ適用セラレ得  
ルモノナリ。

第二ノ批准第五ノ非難ハ当ラスト虽モ一理ナキニ非ス、  
課税ハ政府ノ財政收入ノタメニスヘキナリ、依ツテ購買力ノ分

布ノ公平ヲ期スルニ及バザルベシト、  
又ワグナーノ云フ説ハ目的トシテ購買力ノ分布ヲ衰セントスル  
モノナリ、而モ今日ニ於テハソノ結果トシテ購買力ノ分布力衰セ  
ルナリ、故ニワグナーノ説ハ採ルニ足ラス

上方氏ノ反対説

収入ヲ舉クル目的、社会政策的租税ノ徴收ノニツ、見地ヨリ口グ  
十アノ説ニ及対ス、

純然タル收入目的ヲ考フルトモニハ專制時代ノ租税トナル、  
社会ノ購買力ノ介布カ衰セントスルハ之レ当然ナリ

累進税ヲ人間性ヨリ發見シテアラユル時代ニソノ正義ナル事ヲ論  
セントスルモノアリ、之レ不可ナリ、時ニヨリ国ニヨリ累進税ノ適  
用ノ不可ナル場合アリ、

現代諸國カ累進税ヲ認シテル根拠如何  
所得ニツキテ之レヲ論シ得ラルヘシ

所得  
消費財  
投資

投資ニ用ヒラル、所得ニ対シテ考フルニ各人ノ投資ニ  
対スル適應性（配合）ハ個人ノ所得ニ対シテ如何ニ幾サ  
レテアルカ  
投資ノ適應性ハ社会カ最ニ需用シテオル事業ニ対シテ

個人ノ投資ヲ換シテアルトモソノ個人ハ投資ノ適應性ヲ  
有スルナリ、  
投資能力各人ノ所得ニ比例シテ生スルコトハ一應ハ採用セラ  
ル、コトナリ、各人ノ欲望ノ客観的重要度ヲ考ヘテ消費財ニ対スル  
所得ヲ考察スルトモハ可ナリノ累進税ヲトリテモヨキナリ、

此例税ハ投資能力ヨリ見テ可ナルヘク累進税ハ消費財ニ対スル所  
得ノ方面ヨリ見テ可ナルヘク、コノ二者ヲ調和シテ課税スヘキ最  
良ト信ス、所得ニツイテハ消費ト投資能力トノ両方面ヨリ考ヘテ而  
シテ課税スベキナリ、コノ両見地カ集リテ今日ノ諸國ノ採用スル租  
税制度トナツテオレルナリ。

個人ノ所得



消費部分

投資ニ當ツヘキ費用

生活最低費(必要費)

Edgeworth H. のコノ線ヲ以テ累進税ヲ現ハス。  
一九一九年ニ著書ヲ以テ説ク。

具体的累進税ノ構成ハ如何ナル標準ヲ以テスヘキカ  
政府事業ノ緊切如何ニヨリテ租税ヲ多クトリテ可ナルアリ。例ハ  
ハ戦時天災等ノ場合ニハ税率ヲ高メテ可ナリ。又平時ニアリテハ投  
資部介ヲ多ク残シテマレハ可ナリ  
營利經濟組織ノ進展ヲ見ル程度ニ税率ノ構成ヲ十スヘク家計調査  
等ニヨリテ税率ノ構成ヲ得ルナリ。

### 第六節 租 源

租税ノ源泉ハ之ヲ何ニ採ルヘキカニ付テ購買力ニ着在的ナルモノ  
ト现实的ナルモノトヲ區別スルコトヲ必要トス。现实的ナル購買力  
トハ通貨ノ形態ヲ取リテ市場ニ流通スルモノヲ着在的ナル購買力ト  
ハ、結局ニ終テ通貨ノ形体ヲ取リ得ルモノヲ未ダ现实的ニ作用セサル  
モノヲ云フ。  
今市場力年々略々同一状態ヲ繰返シ締結セラル場合ニ於テハ毎年  
一定ノ期貨力生産セラレシテ未ダ未スル購買力(普通ニ所得)ノミカ  
市場ニ溢ラ移動スルモノテアルカラシノミヲ租税トスルコトヲ原則  
トスヘキナリ。

此場合ニ於テハ原始ノ購買力分布ニシテ不平等ナルトキハ着在的  
購買力ヲ租税トスヘキハ勿論ナリ。以上ニ反シテ市場力動態ヲア  
リ資本増加資本ノ移転盛ニ行ハレ購買力ノ分布不平等トナルニ際シ

テハ税収ヲ財產ニ課ルヘキ必要ヲ發生ス。ハ戦時利得税、臨時財產  
税、土地増徴税)

普通ニ財產元本ヲ課税トスルトキハ附帯ノ消費ヲ来スト去フハ或  
ル一連ノ財產ハ殊矣ノ相人ト結合シテ如クテ資本復本ヲ維持スルヲ  
以テ之レカ売買後茲ハ資本組織ノ破壊ヲ來ス。或ハ高率ノ財產課税  
收ハ營利心ヲ奪奪スルモノト意味スルト亦ハ可ル。

税源 余録

課税ノ *Riparian Association* (分北)

税率ヲ累進的ニスルハカリテ

財產所得ノ重課

不勞利得、果實利得ノ重課

財產所得ノ重課

投資ノ所得ヲ財產所得ナリトス (*investment in-  
come*) (*funded income*) *earned income*

ニ対シテ重課スヘキ理由

重課シテ之ヲ取ルモノノ愛惜ノ念大ナラス苦痛ノ念少ナシ、勤勞  
所得ヨリ財產所得ノ方カソノ愛惜ノ念少ナキヲ以テ重課スヘシト  
ス。

勤勞所得ハ病氣并健康狀態ニ影響スルモノ財産所得ハ之ニ反シ必  
シク健康勤勞ニ影響スルコトナシ。故シ一コロヨリ生スル感  
親的重要度ハ財產所得ヨリ勤勞所得ノ方高シ、如何ニシテ重課ス  
ルカ諸國ニ於テ行フ所得税中ニ於テ勤勞所得ニ重ク課ス、即チ所  
得ノ中ヨリ同一税率ノ扣除ヲナシテ課税標準ハ之ヲシテ所得ノ  
中全一律ノ割合ヲ勤勞所得ヨリ扣除シテ以テ課税ス。  
又他ニ税ヲ課ス、即チ水盆税 (地租、營業税、家屋税、資本利  
子税)ニ重課シテ以テ財產所得ニ重課シ得ルナリ。

不勞利得、累氣利得ニ重課スルモノ、

不勞利得ト累氣利得ハ或ル場合ニ於テ一致スルモ他ノ場合ニ於テ一致セズ、例ハ相續財產ハ不勞利得ナルモ累氣利得ニアラズ、船隻金ニナルモノアルトキハ之ハ不勞利得ニアラズシテ累氣利得ナリ、

不勞利得、累氣利得ハ如何ニシテ生ズルカト云フニ人ノ生余ハ有限ナリ、サレハ有限ノ人ノ所有財產ノ利用ニ付キテハ非常ニ困難ナル向意ニシテ一言ニ尽シ得ルモノニアラス、現在慈善組織ニ於テハ相續贈与等ニヨリテ起ル現象ナリ、

又不勞利得、累氣利得ハ利子収入ノ増加ニヨリテ利得大トナル即チ社会力動的ニアルトキハ資本利子ノ増加収入ノ増加ト云フモノカ生シテ累氣利得ナル現象ヲ生ム、植民地ハ南米等ニ現在行ハルモノニ於テハ土地増加税ヲ課スル所ナリ、或ル特別ノ需要者多キ土地ニ於テ特別ニ増加税ヲ課スルナリ、

又戰爭ニ在リテハ戰時利得税ヲ課シ英國ノ如キハ資本徴収ハ Capital Levy) ヲ行ヒ時ニ儲ケタル資本ノ余分ヲ徴収スルコトナヘアリ、

又財產贈與税アリ、

刑罰的ニ重課スヘシ、愛惜ノ愈少キ故重課スヘシ、課税重課ノ理由ヲ刑罰的トカ又ハ愛惜ノ愈少ナキ故トカノ是ハ本ムルコトハ誤マレルハ之ヲ知ルニ推カラサルハシ、刑罰的ニ課セラルモノ不當ノ場合生スヘシ愛惜ノ愈多ク益々多キモノ之レ在ルカ爲メ財產ノ少シノ支出可ハ借入モノアルヲ免レナリ、依リテ此事ハ重課ノ理トナラズ、

サレハ互ノ所有権ノ承認ノ故ニ不勞、累氣利得ニ重課スル理トス、又資力ノ推定ノ根拠ニ至シ(積極的)

此ノ如キ利得ニ重課シテ又營利心ヲ抑圧スル結果ニハナラズ、(消極的)、即チ社会ノ事情ヲヨク見越シテ累氣不勞氣ヲ同課シ瓜人相互ノ所有権ヲ承認シ、而シテソノ要ヨリシテ積極的理由、

消極的理由ノ二見地ヨリ利得重課ヲナシ得ルナリ、  
 不勞所得、累負所得ニ對シテハ投資能力ノ推定ノ根拠ニ乏シク  
 又此ノ如キ利得ニ重課シラマシテ利益心ヲ抑圧スル結果トハナラザル  
 ナリ、否立レニ重課セサルトキハ却ツテ重要ナラザル方面へ投資  
 セラル、恐レルナリ、  
 而シテ之ニ重課スル具體的方法トシテハ種々アレトソノ一ニテ  
 創示スレハ  
 累負利得ニ對シテハ  
 ① 土地増加税  
 ② 臨時利得税  
 ③ 資本増収税  
 等ナリ、

### 第一款 租税ノ種類

#### 直接税、間接税

直接税、立派者カ負擔ヲ予期セヌ（財産所得ヲ直接ニ負担スルマ  
 ン）  
 間接税、立派者カ負担者ト納税者トカ異ナルコトヲ予期シテ居ル  
 マン（財産所得ヲ間接ニ負担スルマノ）

#### 賦税、定率税

賦税、各何ノ課税物件ニ割リ當テ、税率ト課税標準トヲ右ニ定  
 メル税  
 定率税、税率ト課税標準トヲ先キニ定メテ課税スル税、  
 从国革命ニ生シタノハ取銷税ナルヲ禁善多キヲ以テ及第ニ定率  
 税ニ改メラレタリ、日本ニ於テハ府県税ノ取銷ニ於テ取銷税ヲ取  
 ル、日本ニハ賦税ヲ國税ノ中ニ見ルコトヲ得ナル又公共団体ノ  
 即チ府県税中ニ見ル、即チ府県税ノ取銷ノ制度ニシテ一種  
 ノ又々

ノ借取親タリ、所得税ノ徴収ナリ、我園ニ於テハ、コノ戸数割ハ重  
要ト地位ヲ占ム、而シテソノ高約一億ナリ、

台帳税、税率

台帳税、台帳記載ノ事実ニヨリテ毎年賦課シテ行フ、  
税率、台帳等ナクハ一定ノ税率取ヲ作成シ置キテ課税必要ノ生  
シタル物件ニ付キ、ソノ税率表ニ依ヒラソノ必要ト認ムハ、税率ニ依  
ワラ該物件ニ課税スルコト、ニノ制度ハ干預等ニ於テ見ルトコロ  
ナリ、

人税、物税

人税、何人ノ所得ヲ個人的ニ納付シテ課税スルモノ  
物税、或ル財產ヨリ生スル收益ヲ財產ニノミ着目シテ課税ス、  
例ハ、土地代ノ如キハ、何人ノ事情ヲ考慮セズシテ土地ソノモノニ着  
目シテ之ニ課税ス、

租税ノ種類ハ以上ノ如ク種々アルモノノ詳細ハ、各論ニ之ヲ詳ル、

第二款 租税制度

一國ノ租税制度ハ如何ニ構成スヘキカ、一國ノ租税制度ハ、單税制  
度トスヘキカ、複税制度トスヘキカ、  
丁式的ニ見ルニ單税論ハ重農學派ニヨリテ唱ノラル、北米合衆國  
ニテ單税論ヲ唱ノタルハ、一ノモノ年増ニシテ Henry George  
Single tax movement ヨリ盛ニナレリ、 West-  
ern Canada ニ於テ Single Tax 實業ヲラレタリ、  
土地ノ改良費、家屋ノ費用ヲ扣除シテ地價ニノミ課税シタリ、第  
三ニ單税論ヲ唱ノタルハ、後乙ナリ、并復單税論ヲ振興トシタリ、  
Young; Single tax movement in the  
U. S.  
Illchisown; A. B. C. of Taxation.  
一八九



Proceedings of national tax revenues

110

二重課税ト所得課税トハ意味少シク異なる、今日ニテハ所得課税ハ少ク困難ナリ、即チ所得ヲ完全ニ捕捉スルハ困難ナルカ爲メナリ、而シテ税率重クナレハ愈々困難ノ程度ハ増大スルナリ、社会ノ動的変化ニヨリテ所得ニ不測ノ変更ヲ生シ購買力ノ分布ニ移動ヲ生ス、然ルニヨリテ各人ノ所得ニ付キテ外的觀察ヲ以テソノ課税標準ヲ定ムルコトハ難カルヘシ、又課税率重クナレハ、愈々各人ノ所得收入ヲ侵蝕スル程度益々大トナルニヨリテソノ所得ヲ捕捉スルコトハ非常ニ困難トナルナリ、

一國ノ租税制度ハ如何ナル制度ヲトルヘキカ  
 對價ノ移長スルトキハ購買力ノ移長



経済主体ノ収入ヲ得ントスルトキニ捕捉スル方法  
 経済主体ノ所有中ニ課税シテ捕捉スル方法  
 経済主体ノ手ヨリ所得ノ漏レントスル際即チ支出ノ際ニ之ヲ捕捉スル一方法、

以上ノ三方法ノ場合ニヨリテ各主体ノ所得ニ課税ヲ爲スナリ而シテ之ヲ上述ノ租税ノ種彙中適當ナルモノヲ適用シテ之ヲ税制ト定ムヘキナリ、

然ラハ一國ノ租税体系ハ如何スヘキカ

(1) 収入課税  
 (2) 所有課税  
 (3) 支出課税

コノ三ツノ課税ニヨリテ一國ノ租税体系ヲ形成スルナリ、

一、収入課税

所得税 — 収入課税トシテ所得税ノ方法アリ、

財産所得ヲ税スル目的ヨリシテアル何等カノ税制ヲ  
必要トス、コノ見地ヨリ單ナル所得税ヲ簡ツテ財産  
所得重課ヲ以テ所得ニ對スル財産所得重課ノ目的ハ  
達シ得ル、

(A) 収益税、財産税、

(地租營業税)

不勞所得ニ課スル目的ヲ以テスル何等クノ税制

(B) 増加税 — (酒飲税)

(臨時利得税)

(A)、(B)ハ所得税ヲ捕捉スル為ニ設ケラレルモノナリ、

財産税

→ 遺産税

被相続人ノ財産ヲ一若トシテ課ス(英)

二、所有課税

相続税ノ一部

同等ニ行ハル、之レ或ル人ニ屬カス

被シテ居ル者ニ課スルコトニナル、

普通ノ相続税

相続人毎ニ課スル税率ヲ適用シテ行ク

(日本)

日本ノ一國ノ租税体系ハ、(1)ノミキハ未ダ完全ニナリ得ナル  
ナリ、他ニ支出課税ノ必要ヲ生ズルナリ、

三、支出課税

直接支出税

馬車税、自動車税

女中税、コークス、ステッキ税

消費税

支出課税ヲ不可トスルモノアレト、支出課税ニ付キテノ取扱ハ  
ナキニアラサルナリ、以上ノ二ツノ租税ヲ簡フモノトシテ  
スヘキモノニアル人、之ヲ一ノ標準トナスコトヲ得ルナリ、

水入所得課税ハ各納スルトシテモ一概シテ課税メテ取ル傾向ハ之ヲ失フコトヲ得ス、然レニ支出課税ハ各人ノ何々ノ場合ノ支出ニ際シテ之ヲ納付セシムルモノニシテ各人ノ負担ノ重キヲ欺スルカ如キ弊害ハ之ヲ止スルコトナキナリ、而シテ金融市場ニ可ナリ大ナル影響ヲ与フルナリ、通貨ノ需要量ノ範圍内ニ於テ購買力ノ増減ヲナシ得ルコトヲ得ルハ支出課税ノ便宜トスル所ナリ、

之ヲ何人ノ觀察ヲ以テスルハ苦痛ノ時ヲ及ケルコト少ク又他ノ根拠トシテハ奢侈税トシテ奢侈ヲナス者ニ負担セシムル課税トス、

奢侈——有害  
奢侈——不道徳

奢侈的消費ト有害的消費トハソノ義全シカラス、即チ人在マ奢侈ト有害トナシ一ニ解スル者アレトモ誤レリ、奢侈ナレトモ有害ニ非ナルモノアルトモシク他方有害ナレトモ奢侈ニ非ナルモノアルナリ、

ノ之アルナリ、

又奢侈ト不道徳トハソノ意義ナリナリ、之ヲ混同スルモノアレト誤レリ、奢侈ナレトモ不道徳ナラサルモノアリ、又不道徳ナレトモ奢侈ナラサルモノアルナリ、

ソノハルトレハ「奢侈ト資本主義ニ於テ之ヲ論ス、故曰ク奢侈ハ所覺的愉快ノ満足ヲ云フト、」婦人ト奢侈トノ干係ニ於テ著ニ於テモ亦之ヲ論ス、

或ル有實ハ絶対的ノ奢侈ヲアルトハ云ハズ、又アル消費ハ絶対的奢侈ヲナイトハ云ハズ、或ル時水ノ社会的需要ニ比較的便宜ヲナク不必要ナルトキ之ヲ奢侈ト云フコトヲ得、即チ社会的長有要ノ消費ヲ奢侈ト云フ、如何ナル場合社会的奢侈ニナルカヲ認定スルコトハ困難ナル向題ナリ、

以上收入課税所得課税支出課税ノ三ヲ以テ又獨一國ノ租税体系ノ制度ハ完全ヲ期スルコトヲ得タルナリ、  
他ニ、

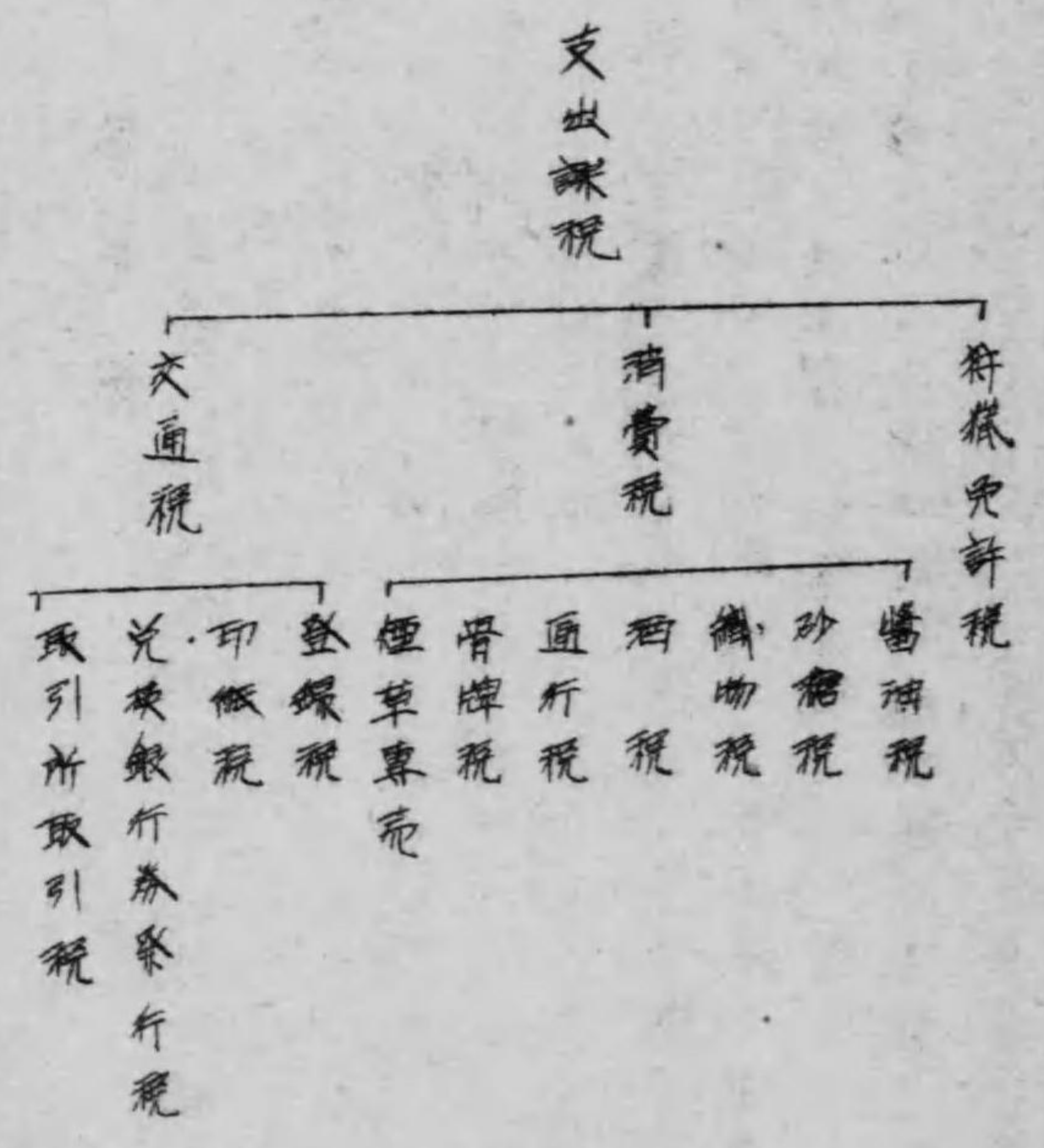
交通税  
 登録税  
 印紙税  
 取引所取引税  
 手形税  
 券アリテ之ヲ補充ス

税目ノ租税制度

水入課税……所得税  
 所得税ハ現今酒税ト相並ンテ重要税ト  
 ナル、所得税ノ税率トシテ營業税、地租アリ、  
 家庭税ハ国税トシテハナシ、地方団体ニ其存在ヲ  
 見ル、資本利子税ハ日本ニハナシ、日本ノ所得税  
 ノ第一種所得税ハ実質上資本利子税ニ該当ス、  
 相続税……不労所得税ノ一例、  
 又營業税ニハ釐金税、砂金区税、取引所營業税ヲ

含ム

所有課税……  
 (相續税)



参考書

大蔵省財政経済調査会發行現行租税制度概要

我國ノ地方税

地方税ハ之ヲ如何ニシテ徴收スルカ

(1) 特別税ノ主義(独立税)

(2) 附加税ノ主義

(1)ノ主義ハ地方団体カ特別ニ之ヲ徴ケルモノニシテ(2)ハ国税(本主税)ニ附加シテソノ何パーセントカヲ徴收スルトシテ主税ナリ、特別税ト附加税ノ利害得失

本國西オキハ附加税ヲ徹底セテ居ル、即チ百分ノ一附加税

(Centimes additionnelles)カ主ナルモノトナリテ

租税ヲ但徴シテ居ル、

英國ニ於テハ特別税ヲ主トシテ下ノ如キ種々ノ名目ニ於テ之ヲ徴收ス、

Poor rate

Health rate

Education rate

附加税ヲ利トスル矣、附加税ハ之ヲ徴收スルコトニ於テ頗ル簡

單ナリ、即チ国税ト共ニ之ヲ納付セシムルコトヲ得、

之ヲ善トスルモノ、国税ニ拘束スレテ地方自治団体ノ特權ニ

及ツテ之ヲ各別ニ徴收シ依ハサルコト、又自治体ノ特權ヲ奪奪

シ得ル税制ノ但徴ニ故障ヲ来シ易シ、

特別税ヲ利トスル矣、地方団体カ特別事情ニ照シテ特別ノ税ヲ

課スルコトヲ得、

之ヲ善トスル矣、購買力移転配分ノ公平ヲ得ルコト能ハサルニ

至シ、

要之一利一害ハ当然免レ得サルモノニシテ何レヲ優レリトモ又能ハサルナリ、要ハ天々ソノ國ノ経済的組織、政治組織、社会状態ヲ考慮シテ以テ適當ナル税ヲ取ルヲ可トス、



ラルトト公時ニ今日ノ社会ハ各人カ營利活動ニヨリテコノ生活ヲ維持スルコトヲ期スル当然ノ級結ナリ、

(2) 租税ノ平等トハ租税ヲ各人ノ給付能力ヲ標準トシテ課スル他ナシトス、各人ノ給付能力ハ各人ノ給スル各人ノ購買能力ヲ各人ノ何人的ニ支出スルヨリ又政府体系ノ管理ニ移シテ支出スルヲ以テ適当ナルト考ヘラル、

コノ給付能力ニ内容ヲ異ナル指針トシテ課税ノ根拠、比例税、累進税ノ均等、課税分心ノ均等アリ、

第一部 試験問題

一、財政ト金融トノ關係ヲ論ス、

理論的金融トハ何ヲ意味スルカ、

自由ナル購買力ノ移動ニ干渉シタル社会ヲ

收入ト支出ト一致セス、

金融ト人、

実録的

- 明治以来ノ事案
- 明治財政史(森永書)十七冊
- 東洋経済新報
- 明治財政史綱
- 明治金融史
- 藤本直七
- 日本金融史
- 銀行通信録
- 東洋経済新報
- 大蔵省金融事項彙考書

財政學 終

大正十三年二月末日印刷  
大正十三年二月十日發行 (非賣品)

東京市本郷区本郷六丁目二番地

石田正七

編輯兼  
發行者

東京市本郷区本郷六丁目(帝大赤門前)

印刷所

文信社

電話小石川三一四七番



14  
719

終

